

ご意見

- バス事業者が日本版ライドシェアを実施する場合は、最低車両台数の条件を設けずに参入する方向もあるのではないか。

論 点

- 日本版ライドシェアを実施するに当たっては、適切な運行管理・車両整備管理によるドライバー・車両の安全の確保、事故時をはじめとした運送の責任、ドライバーの適切な労働条件が確保されているか、また、その能力を有しているかといった点を確認することが必要であり、タクシー事業許可を受けることが基本となる。
- 仮に、道路運送法の許可を受けているバス事業者が、タクシー事業の許可に必要なこれらの体制・能力を有していると認められるのであれば、必ずしも必要なタクシー車両数を保有しない形で、日本版ライドシェアへの参画に限定したタクシー事業の許可区分を設けることも考えられる。
- 外形的に確認することが困難な運行管理能力については、公益財団法人運行管理者試験センターが実施する試験がバス事業もタクシー事業も同一の試験区分「運行管理者試験（旅客）」であることも踏まえ、実態を深掘りして検討することが必要である。
- そのため、バス事業及びタクシー事業双方の運行管理の実務経験を有する運行管理者からのヒアリングや先行的なトライアル等により、課題の有無について確認することが必要である。

A社 ヒアリング結果

バス事業の運行管理者がタクシー事業の運行管理を行うことの可否について

- 始業、終業点呼に大きな差異はない。
- 出庫後の運行管理については、常に事務所や配車センターに人がおり、乗務員で何かを判断することではなく、運行管理者からの指示内容については、バスとタクシーで大きく変わることはない。

バスとタクシーの相違点

- バスの場合、デジタコが搭載されており、ヒヤリハットは日報に出るため、当該データを教育に使うことができる。
- 一方、タクシーは当該データがないため、教育面ではバスよりも手間がかかる。

B社 ヒアリング結果

バス事業の運行管理者がタクシー事業の運行管理を行うことの可否について

- 点呼、運行中の指示、終業点呼に大きな差異はない。
- 教育に当たっての留意事項が異なるため、指示すべきポイントは異なることから、すぐに対応することは難しいかもしれないが、運行管理者は1～2か月程度で対応可能。

バスとタクシーの相違点

教育に当たっては、

- 路線バスについては、系統路線についての危険個所の注意が必要。
- 一方、タクシーについては、運行全般の注意が必要。

という点に差異がある。

C社 ヒアリング結果

バス事業の運行管理者がタクシー事業の運行管理を行うことの可否について

- 点呼、終業点呼に大きな差異はない。
- 出庫後の運行管理やトラブル対応についても、バスとタクシーで指示すべき事項が大きく変わることはない。

バスとタクシーの相違点

- 貸切バスについては、遠方まで運行するため、天候等の情報を確認する範囲が広いが、タクシーは、基本的に営業区域内で運行するため、確認する範囲が限られている。
- 教育面について、バスはタクシーに比べて、車両が大きいいため、教育事項も多く運転手の育成に時間を要する。